

お住まいの地域の 町の名称・住所等が変更 となります

釧路市では、みなさんに関係する地域の住所をわかりやすく簡明にするため、平成20年度から順次、阿寒町地区内において町名等改正事業を行っています。

このパンフレットは、新しい住所（所在）に変更後、できる限りスムーズに移行されるよう必要となる手続きをまとめたものです。ぜひご活用ください。

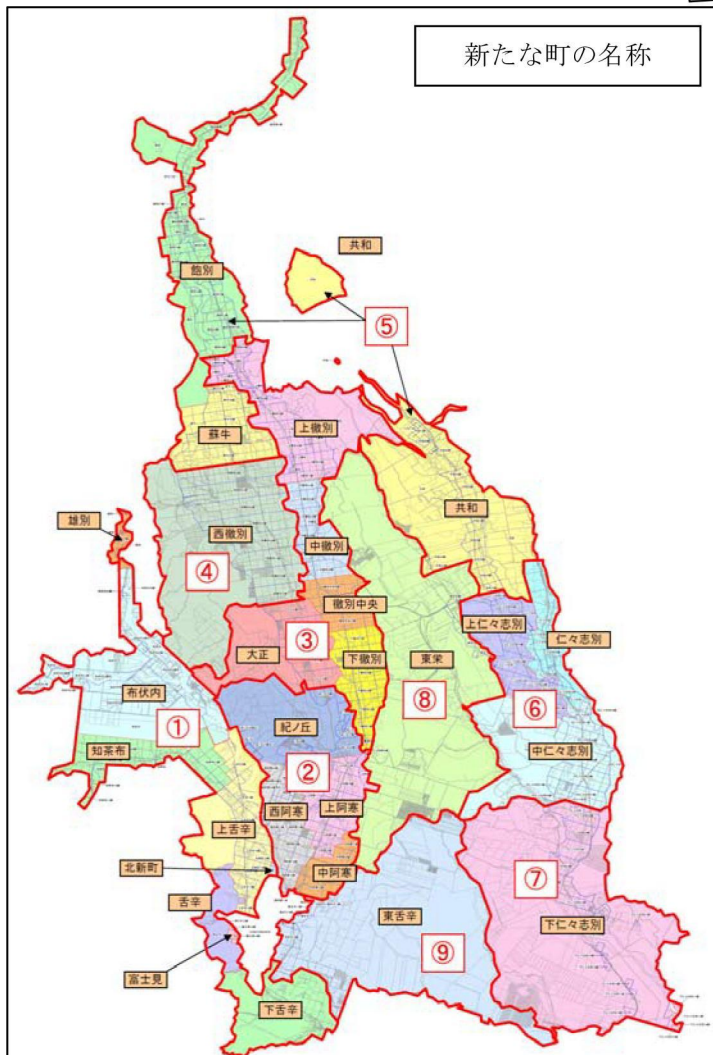
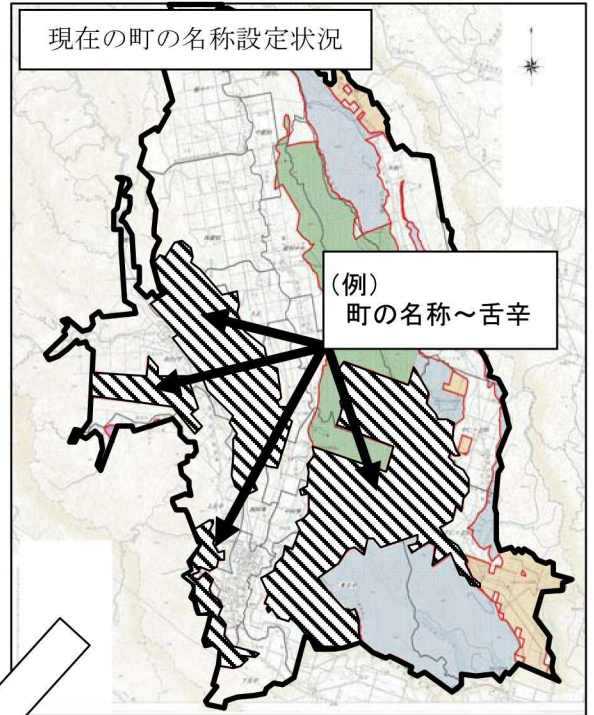
釧 路 市

■町名等改正実施の概要

現在、本地区の住所は、「町名」と「地番」で表示されていますが、右の図のとおり町の名前が錯綜し、所在を特定するのに困難な状況となっており、地区住民の日常生活上で不便をきたしているところがあります。

上記の問題を踏まえ、対象の地域の区域を9ブロックに分けて、平成20年度から順次改正し、町の区域の整理を行っています。

なお、改正の実施日（改正施行日）については、釧路地方法務局との協議により決定次第、広報等でお知らせしております。



左の図は、新しい区域名と改正する順番を数字で表示しております。

- ① 雄別・布伏内・知茶布・上舌辛・北新町・舌辛・富士見・下舌辛
(平成20年10月6日改正)
- ② 紀ノ丘・西阿寒・上阿寒・中阿寒
(平成21年2月9日改正)
- ③ 上徹別・中徹別・徹別中央・大正・下徹別
(平成21年7月27日改正)
- ④ 西徹別
(平成21年11月16日改正)
- ⑤ 飽別・共和・蘇牛
(平成22年2月8日改正)
- ⑥ 上仁々志別・中仁々志別・仁々志別
(平成22年7月26日改正)
- ⑦ 下仁々志別
(平成22年11月1日改正)
- ⑧ 東栄
(平成23年2月7日改正)
- ⑨ 東舌辛
(平成23年7月4日改正)

■新しい土地の住所（所在）は、このように変更となります。

町の名称等の改正により土地の町名が変更となりますが、これに伴い一部の地番が重複することにより地番も併せて改正する場合があります。

また、皆さんが現在使用している住所も併せて改正となり、同じ場所であっても下記のとおり土地の所在の表示には、「地番」と「枝番」の間に「番」、住所の表示には「番地」を付けて使用することとなりますのでご注意ください。

改正例 ※各表示の頭に付く「釧路市阿寒町」は省略しております。

		改正例 1			改正例 2		
		町名	地番	枝番	町名	地番	枝番
改正前		舌辛原野 11 線	59 番	2	舌辛	1 番	1
改正後	土地の所在の表示	東舌辛 11 線	59 番	2	東舌辛	1 番	1
	住所の表示	東舌辛 11 線	59 番地	2	東舌辛	1 番地	1

■新しい住所（所在）と変更日を通知します。

改正の対象となる地域に住所や土地を持つ方には、新しい住所（所在）を改正施行日後に通知します。



■住所などの変更手続き

改正の対象となった皆さんには、住所など変更手続きが必要な場合があります。

自動車運転免許などの各種免許や許可証、各年金などの住所変更の届出は、市から変更通知を受けた後に、それぞれの関係機関にお問い合わせの上、手続きを行ってください。

また、変更手続きなどで「町名等改正にかかる証明書」が必要な場合は、新しい住所の通知書と印鑑（法人の場合は登記している印鑑）を持参し、下記交付窓口で交付を受けてください。交付は無料です。

●証明書の交付窓口

個人の場合	阿寒町行政センター市民課 釧路市役所戸籍住民課 各支所、出張所
法人の場合	阿寒町行政センター市民課

※ただし、改正日以降に転居などにより本籍と住所の変更をされた方などについては、「町名等改正にかかる証明書」が使用できない場合がありますので、ご注意ください。

※上記のほか、住所変更に関して必要な市の発行する他の書類（住民票や戸籍の附票）などは有料となります。



▼住所の変更手続きは、改正施行日以降に行ってください。

▼町名等の改正の図面などは、阿寒町行政センター地域振興課で閲覧できます。

▼個人、会社並びに法人などの住所変更登記については、管轄する法務局に問い合わせください。

(釧路地方法務局への登記についての問い合わせ／電話 3 1 - 5 0 1 9)

▼改正施行日以降は、新しい住所を使ってください。

▼親せき、知人並びに友人及び取引先などにも、新しい住所をお知らせください。

■住所変更通知用はがきが、郵便局から交付されます。

町名等改正による住所の変更に伴い、郵便事業(株)釧路西支店郵便課からお知り合いの方などへの通知用として「町名変更お知らせはがき」が交付されます。

対象世帯の方々へは、市からの住所変更通知と併せて送付いたします。

交付されたはがきには、お知らせする方などの住所・氏名、ご自身の住所・氏名をご記入の上、併せて交付される回収用封筒に入れてお近くの郵便ポストに投函してください。

■新しい郵便番号のご案内

町の名称等の改正により、郵便番号が下記のように変更となります。

なお、本郵便番号は町名等の改正が済んだ地域から順次、設定となりますので、
 ご注意ください。

改正年度	回次順	新区域名	新郵便番号	新区域名	新郵便番号
平成20年度	第1回目	下舌辛	085-0211	舌 辛	085-0220
		富士見	085-0214	北新町	085-0216
		上舌辛	085-0221	知茶布	085-0225
		布伏内	085-0222		
	第2回目	中阿寒	085-0241	西阿寒	085-0243
		上阿寒	085-0245	紀ノ丘	085-0244
平成21年度	第3回目	下徹別	085-0231	大 正	085-0232
		徹別中央	085-0237	中徹別	085-0236
		上徹別	085-0235		
	第4回目	西徹別	085-0233		
	第5回目	蘇 牛	085-0234	飽 別	085-0238
		共 和	085-0206		
平成22年度	第6回目	中仁々志別	085-0203	仁々志別	085-0201
		上仁々志別	085-0202		
	第7回目	下仁々志別	085-0204		
	第8回目	東 栄	085-0205		
平成23年度	第9回目	東舌辛	085-0242		

※上記郵便番号は、改正の日からご使用いただけます。

※上記に掲載の無い住居表示整備済地域（阿寒本町市街地及び阿寒湖温泉地域）は
 現在の設定どおり、その他の地域は、「〒085-0000」となります。

■町名等の改正に伴う手続き

1 市役所での手続き

阿寒町行政センター関係窓口のみ記載しています。

◎住民登録・戸籍・印鑑登録関係

項目	住所変更などの手続き	お問合せ先
住民登録・戸籍	必要ありません。	行政センター市民課 阿寒湖温泉支所 布伏内出張所
印鑑登録証をお持ちの方		
住民基本台帳カードをお持ちの方	必要となります。 【手続きの際に要するもの】 ・住民基本台帳カード ・印鑑	行政センター市民課 阿寒湖温泉支所
公的個人認証サービスを受けている方 (電子証明書の交付)		行政センター市民課
外国人登録証明書	必要となります。 【手続きの際に要するもの】 ・外国人登録証明書	行政センター市民課 阿寒湖温泉支所

◎国民健康保険関係

項目	住所変更などの手続き	お問合せ先
国民健康保険被保険者証	必要ありません。 ※新しい住所への書替えを希望される方は窓口にお申し出ください。	行政センター市民課 阿寒湖温泉支所 布伏内出張所
国民健康保険高齢受給者証		
国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証		
国民健康保険特定疾病療養受療証		

◎長寿医療制度（後期高齢者医療制度）

項目	住所変更などの手続き	お問合せ先
後期高齢者医療被 保険者証	必要ありません。 ※新しい住所への書替えを希望される方は窓口 にお申し出ください。	行政センター市民課 阿寒湖温泉支所 布伏内出張所
後期高齢者医療限 度額適用・標準負 担額減額認定証		
後期高齢者医療特 定疾病療養受療証		

◎母子・乳幼児関係

項目	住所変更などの手続き	お問合せ先
ひとり親家庭等医 療費受給者証	必要ありません。 ※新しい住所への書替えを希望される方は窓口 にお申し出ください。	行政センター市民課 阿寒湖温泉支所
乳幼児医療費受給 者証		
母子健康手帳をお 持ちの方	ご自身で新しい住所に書換えてください。	行政センター保健福祉課 阿寒湖温泉支所
妊婦一般健康診査 受診票		

◎児童関係

項目	住所変更などの手続き	お問合せ先
児童扶養手当	必要ありません。	行政センター保健福祉課 阿寒湖温泉支所
特別児童扶養手当		

◎障がい者関係

項目	住所変更などの手続き	お問合せ先
身体障害者手帳	必要ありません。	行政センター保健福祉課 阿寒湖温泉支所
療育手帳		
精神障害者保健福祉手帳		
自立支援医療受給者証		
精神障害者入院医療費助成受給者証	必要ありません。 ※新しい住所への書替えを希望される方は窓口にお申し出ください。	行政センター市民課 阿寒湖温泉支所
重度心身障害者医療費受給者証		

◎介護保険関係

項目	住所変更などの手続き	お問合せ先
介護保険被保険者証	必要ありません。	行政センター保健福祉課 阿寒湖温泉支所

◎原動機付自転車関係

項目	住所変更などの手続き	お問合せ先
原動機付自転車 (125cc以下のバイク、ミニカー)、小型特殊自動車	必要ありません。	行政センター市民課 阿寒湖温泉支所

◎畜犬関係

項目	住所変更などの手続き	お問合せ先
犬の登録をされている方	必要ありません。	行政センター市民課 阿寒湖温泉支所

◎墓地関係

項目	住所変更などの手続き	お問合せ先
墓地の使用許可者	必要ありません。	行政センター市民課

◎上下水道関係

項目	住所変更などの手続き	お問合せ先
上水道・下水道	必要ありません。	阿寒上下水道課

◎市営住宅関係

項目	住所変更などの手続き	お問合せ先
市営住宅の入居者	必要ありません。	行政センター建設課

◎市有地関係

項目	住所変更などの手続き	お問合せ先
市有地を使用されている方	必要ありません。	行政センター地域振興課

◎公害防止関係

項 目	住所変更などの手続き	お問合せ先
北海道公害防止条例又は釧路市公害防止条例の規定による届出施設	必要となります。 改正施行日（変更のあった日）から30日以内に届出てください。 ※詳しくは右記にお問い合わせください。	行政センター市民課

【電 話】	阿寒町行政センター・阿寒上下水道課	6 6 - 2 1 2 1
	阿寒湖温泉支所	6 7 - 2 5 0 5
	布伏内出張所	6 9 - 2 1 1 1

2 国・北海道での手続き

◎自動車登録・運転免許関係

項目		住所変更などの手続き	お問合せ先
自動車運転免許証		<p>必要なときに手続きしてください。</p> <p>【手続きの際に要するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・新しい住所が確認できる書類 <p>※本籍も併せて変更する場合は、市で発行する「町名等改正に係る証明書」が必要となります。</p>	<p>釧路運転免許試験場</p> <p>電話 57-5913</p> <p>釧路警察署運転免許課</p> <p>電話(代) 23-0110</p> <p>阿寒駐在所</p> <p>電話 66-3054</p> <p>徹別駐在所</p> <p>電話 68-7151</p>
自動車保管場所証明書、保管場所標章番号通知書		必要ありません。	<p>釧路警察署交通課</p> <p>電話(代) 23-0110</p>
自動車検査証	<p>軽自動車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四輪 ・三輪車 (660cc以下) ・二輪車 (126cc以上～250cc以下) ・スノーモーター 	<p>必要なときに手続きしてください。</p> <p>※詳しくは右記にお問い合わせください。</p>	<p>全国軽自動車協会連合会釧路地区事務取扱所</p> <p>電話 51-0745</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・普通自動車 ・二輪車 (251cc以上) ・三輪車 (660cc以下) 	<p>必要なときに手続きしてください。</p> <p>※詳しくは右記にお問い合わせください。</p>	<p>北海道運輸局</p> <p>釧路運輸支局登録担当</p> <p>電話 050-5540-2005</p>

◎健康保険関係

項目	住所変更などの手続き	お問合せ先
全国健康保険協会 管掌健康保険被保険者証	必要ありませんが、任意継続の届出の際に新しい住所で届け出てください。	<p>全国健康保険協会北海道支部</p> <p>電話 011-726-0352</p>

◎年金関係

項目	住所変更などの手続き	お問合せ先
国民年金の受給者	必要となります。 改正施行日以降、すみやかに変更してください。 【手続きの際に要するもの】 ・新しい住所が確認できる書類 ・年金証書 ・印鑑	釧路社会保険事務所 年金給付課 電話 61-6001 行政センター市民課 阿寒湖温泉支所
国民年金の加入者 (第1号被保険者)	必要ありません。	
国民年金の加入者 (第3号被保険者)	必要となります。 配偶者の勤務する事業主に届け出てください。	配偶者の勤務する事業主
厚生年金の受給者	必要となります。 改正施行日以降、すみやかに変更してください。 【手続きの際に要するもの】 ・新しい住所が確認できる書類 ・年金証書 ・印鑑	釧路社会保険事務所 年金給付課 電話 61-6001
厚生年金の加入者	必要となります。 事業主(雇用者)へすみやかに届け出てください。	事業主
老齢福祉年金	必要ありません。	行政センター市民課 阿寒湖温泉支所
国民年金基金の受給者・加入者	必要となります。 ※詳しくは右記にお問い合わせください。	北海道国民年金基金 電話(代) 011-232-6771

◎労働保険関係

項目	住所変更などの手続き	お問合せ先
労働保険に加入している事業主	変更届の提出が必要となります。 ※詳しくは右記にお問い合わせください。	釧路労働基準監督署 電話(代) 42-9711
労働保険受給者	必要ありません。 定期報告にて変更表示をすることとなります。	

◎食品関係

項目	住所変更などの手続き	お問合せ先
食品の営業許可者 (登録票)	必要となります。 ※詳しくは右記にお問い合わせください。	
食品衛生責任者及び管理者	必要となります。 ※詳しくは右記にお問い合わせください。	釧路総合振興局 保健環境部 保健福祉室
食品衛生法第19条に基づく食品等の表示(製造者、販売者等の住所)	改正施行日以降、すみやかに変更してください。 ※詳しくは右記にお問い合わせください。	生活衛生課 電話(代) 22-1233

◎公害防止関係

項目	住所変更などの手続き	お問合せ先
大気汚染防止法又は水質汚濁防止法の規定による届出施設	必要となります。 改正施行日(変更のあった日)から30日以内に届け出てください。 ※詳しくは右記にお問い合わせください。	釧路総合振興局 保健環境部 環境生活課 電話 43-9152



◎その他

項目	住所変更などの手続き	お問合せ先
宗教法人の規則 (住所) 変更	必要となります。 当該法人において備付けの規則を変更し、市で発行する「町名等改正に関する証明書」を付して、変更登記をしてください。登記完了後、登記簿の抄本を付して規則中の事務所の所在地に関する条文を変更した旨を届け出てください。	釧路総合振興局 地域政策部 総務課 電話 43-9101
旅券 (パスポート)	必要ありません。 旅券の最終ページの「所持人記入欄」内、現住所欄にご自身で新しい住所をご記入ください。	
貸金業の登録をしている方	必要となります。 改正施行日から14日以内に届け出てください。 ※詳しくは右記にお問い合わせください。	釧路総合振興局 産業振興部 商工労働観光課 電話 43-9182
中小企業組合の定款変更許可申請	必要となります。 定款上の地区、事務所の所在地が変更となる場合は、定款変更許可申請が必要となります。	
砂利採取業の登録		
採石業の登録		
液化石油ガス販売許可事業者	必要となります。 ※詳しくは右記にお問い合わせください。	釧路総合振興局 産業振興部 商工労働観光課 電話 43-9183
みなし登録電気工事業者 (建設業者)		
登録電気工事業者		
建築士事務所の開設登録を行っている方	必要となります。 「建築士事務所登録事項変更届」を提出してください。	釧路総合振興局 釧路建設管理部 建設指導課 電話 43-9192
建築士 (二級・木造) の登録を受けている方	必要となります。 「二級 (木造) 建築士住所等の届出」を提出してください。	
建築士 (一級) の登録を受けている方	必要となります。 「一級建築士住所等の届出」を提出してください。	(社) 北海道建築士会 電話 011-251-6076

項目	住所変更などの手続き	お問合せ先
建設業許可業者	必要となります。 【手続きの際に必要なもの】 ・変更届出書(様式 22-2) ・許可申請書の別表 ・登記簿謄(抄)本 ※申請書類は、釧路支庁建設指導課ホームページからダウンロードできます。	釧路総合振興局 釧路建設管理部 建設指導課 電話 43-9191
宅地建物取引業者 宅地建物取引主任者	必要となります。 ※詳しくは右記にお問い合わせください。	釧路総合振興局 釧路建設管理部 建設指導課 電話 43-9193
肥料の生産販売の 登録者・届出者	必要となります。 改正施行日から14日以内に届け出てください。 ※詳しくは右記にお問い合わせください。	釧路総合振興局 産業振興部 農務課 電話 43-9221
生活衛生営業許可 (理容、美容、ク リーニング、宿泊 業、公衆浴場など) 理容所、美容所に 係る届出	必要となります。 ※詳しくは右記にお問い合わせください。	釧路総合振興局 保健環境部 保健福祉室 生活衛生課 電話(代) 22-1233
精神保健指定医証 小児慢性特定疾患 医療	必要ありません。	釧路総合振興局 保健環境部 保健福祉室 子ども・保健推進課 電話(代) 22-1233
特定疾患医療受給 者証	必要ありません。	釧路総合振興局 保健環境部 保健福祉室 健康推進課 電話(代) 22-1233
猟銃・空気銃所持 許可証 鉄砲所持許可証 刀剣類所持許可証 猟銃用火薬等譲受 許可証 猟銃用火薬等消費 許可証	必要となります。 改正施行日以降、すみやかに手続きしてください。 ※手続きの際に「町名等改正に関する証明書」(市発行)が必要です。	釧路総合振興局 保健環境部 保健福祉室 健康推進課 電話(代) 22-1233 釧路警察署 生活安全課 電話(代) 23-0110

項目	住所変更などの手続き	お問合せ先
河川占用許可書	必要ありませんが、更新手続きの際に変更してください。	釧路総合振興局 釧路建設管理部
道路占用許可書	※詳しくは右記にお問い合わせください。	用地管理室 管理課 電話代 23-6111
特定非営利活動法人の定款変更の届出	定款内に事務所の所在地の記載がある場合には変更の届出が必要となります。 ※詳しくは右記にお問い合わせください。	<u>主たる事務所が札幌市の場合</u> 北海道環境生活部くらし安全局 道民活動文化振興課 電話代 011-231-4111 (直通) 011-204-5208 <u>主たる事務所が札幌市以外の場合</u> 釧路総合振興局 保健環境部環境生活課 (直通) 0154-43-9151
不動産鑑定士、不動産鑑定士補の登録	必要となります。	北海道総合政策部 計画推進局
不動産鑑定業の登録	※詳しくは右記にお問い合わせください。	土地水調整グループ 電話代 011-231-4111
土地登記簿、建物登記簿	土地や建物の所在は書替えとなりますが、所有者の住所については、必要なときにご自身で手続きください。	
商業・法人 (会社などの法人の本店・支店及び代表者などの住所変更登記)	<p>【手続きの際に要するもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記申請書 ・町名等改正に係る証明書（市発行） <p>※町名等改正に係る証明書を添付することにより、登録免許税は非課税（無料）となりますが、この度の町名等改正以前の旧住所が未届なものについては、課税（有料）扱いとなります。</p> <p>※法務局において登記申請書に訂正が生じた場合には、印鑑が必要になります。</p> <p>※登録事項（登記簿）における所有者及び権利者など欄の住所と改正前の住民登録住所に違いがある場合、住民票（有料）も必要となります。</p> <p>※抵当権、根抵当権に関して変更登記の必要があるときは、金融機関に相談ください。</p>	釧路地方法務局 電話代 31-5000

項目	住所変更などの手続き	お問合せ先
労働安全衛生法による免許証・技能講習修了証	必要ありません。	
特定機械等検査証	必要となります。 労働安全衛生法に基づく「特定機械等検査証」の所在地（又は設置地）について住所表示の変更がある場合は、手数料は不要となります。 なお、「事業場名称」を変更された場合は、通常の検査証書（変更）手続きとなり、手数料（1,500円分の収入印紙）が必要となります。	釧路労働基準監督署 電話(代) 42-9711
公共職業安定所の求人求職関係届	必要なときに手続きください。 なお、住所変更の手続きについて期限はありません。手続き方法については、お電話でご確認ください。※詳しくは右記にお問い合わせください。	釧路公共職業安定所 電話 41-1201
雇用保険適用事業所	10日以内に所在地を管轄する公共職業安定所に届出ください。 ※詳しくは右記にお問い合わせください。	
企業・団体、個人等の無線局の免許	必要ありませんが、更新手続きの際に変更ください。※詳しくは右記にお問い合わせください。	北海道総合通信局 電話(代) 011-709-2311
米穀取扱事業者	必要ありません。なお、変更手続きは北海道農政事務所で行います。	北海道農政事務所食糧部 消費流通課 電話 011-642-5472
牛（ホルスタイン種）を飼養されている方	必要ありません。 日本ホルスタイン協会北海道支部と釧路地区農業共済組合阿寒釧路支部にて順次住所等変更手続きを行います。	釧路地区農業共済組合阿寒釧路支所 電話 66-2711
牛（和牛種）を飼養されている方	必要となります。新たに登録などの手続きの際に住所等変更の手続きを行ってください。（手数料等はかかりません。）	阿寒農業協同組合 電話(代) 66-2311
ゴルフ場利用税に係る登録者	必要となります。すみやかに手続きください。 ※詳しくは右記にお問い合わせください。	釧路総合振興局 地域政策部課税課 電話 43-9161
浄化槽保守点検業の登録者	必要ありませんが、更新手続きの際に変更ください。※詳しくは右記にお問い合わせください。	北海道環境生活部環境局環境保全課水環境グループ 電話(代) 011-231-4111

項目	住所変更などの手続き	お問合せ先
狩猟者登録者 狩猟免許所持者	必要となります。すみやかに手続きしてください。 ※詳しくは右記にお問い合わせください。	釧路総合振興局 保健環境部 環境生活課 電話 43-9154
届出食肉販売業の届出者	必要なときに手続きしてください。 ※詳しくは右記にお問い合わせください。	釧路総合振興局 保健環境部 保健福祉室 生活衛生課 電話(代) 22-1233
農業機械士及び指導農業機械士	必要となります。すみやかに手続きしてください。 ※詳しくは右記にお問い合わせください。	釧路総合振興局 産業振興部 農務課 電話 43-9221
恩給を受給されている方	必要となります。指定の届出用紙により右記担当窓口に提出してください。 なお、届出用紙は総務省ホームページもしくは右記担当窓口に連絡の上、お取り寄せできます。	総務省 人事・恩給局 恩給相談窓口 電話 03-5273-1400
競争入札参加資格 (各官公署)	必要となります。 資格を有している各官公署へお問い合わせください。	

※ 特殊なものについては、個別の状況によって手続きが異なりますので、この一覧表に記載されていないもので国や北海道から許認可や発行を受けているものがあれば関係機関にお尋ねください。

3 その他の手続き

○上記のほか、必要な手続きに関しては、ご自身でご確認のうえ、それぞれの手続きをされるようお願いいたします。

【阿寒町地区町名等改正事業全般に関するお問合せ先】

釧路市阿寒町行政センター地域振興課企画調整担当

〒085-0292

北海道釧路市阿寒町中央1丁目4番1号

電話 0154-66-2121内線7263

FAX 0154-66-3959

【各種手続きに関する 索引】

■あ行

犬の登録	4 ページ	印鑑登録証	1 ページ
牛の飼養	1 2 ページ	運転免許証（自動車）	6 ページ
液化石油ガス販売業者	9 ページ	NPO（特定非営利活動法人）	1 1 ページ
恩 給	1 3 ページ		

■か行

外国人登録	1 ページ	介護保険	3 ページ
貸金業	9 ページ	河川占用	1 1 ページ
求人・求職	1 2 ページ	釧路市公害防止条例 届出対象施設	5 ページ
クリーニング業	1 0 ページ	下水道	4 ページ
建設業	1 0 ページ	建築士	9 ページ
原動機付自転車	3 ページ	小型特殊自動車	3 ページ
公害防止	5・8 ページ	後期高齢者医療	2 ページ
公衆浴場	1 0 ページ	厚生年金	7 ページ
公的個人認証（電子証明書）	1 ページ	国民健康保険	1 ページ
国民年金	7 ページ	国民年金基金	7 ページ
戸籍	1 ページ	雇用保険	1 2 ページ
ゴルフ場利用税	1 2 ページ		

■さ行

採石業	9 ページ	市営住宅	4 ページ
自動車検査証	6 ページ	自動車保管場所証明関係	6 ページ
児童扶養手当	2 ページ	砂利採取業	9 ページ

住民票	1 ページ	宗教法人	9 ページ
狩猟者登録	1 3 ページ	狩猟免許	1 3 ページ
市有地関係	4 ページ	重度心身障害者受給者証	3 ページ
住民基本台帳カード	1 ページ	宿泊業	1 0 ページ
浄化槽保守点検業	1 2 ページ	上水道	4 ページ
商業・法人(住所変更登記)	1 1 ページ	小児慢性特定疾患医療	1 0 ページ
食品衛生責任者及び管理者	8 ページ	食品の営業許可者	8 ページ
食品の表示	8 ページ	自立支援医療受給者証	3 ページ
身体障害者手帳	3 ページ	水質汚濁防止法届出 対象施設	8 ページ
精神障害者保健福祉手帳	3 ページ	精神障害者入院医療費助成受給者証	3 ページ
精神保健指定医証	1 0 ページ	全国健康保険協会 管掌健康保険被保険者証	6 ページ
食肉販売業	1 3 ページ		

■た行

大気汚染防止法届出 対象施設	8 ページ	宅地建物取引	1 0 ページ
中小企業組合の定款変更許可	9 ページ	長寿医療制度	2 ページ
鉄砲所持許可証	1 0 ページ	電気工事業者関係	9 ページ
登記簿(土地・建物)	1 1 ページ	刀剣類所持許可証	1 0 ページ
道路占用許可	1 1 ページ	特定機械等検査証	1 2 ページ
特定疾患医療受給者証	1 0 ページ	特定非営利活動法人の定款変更の届出	1 1 ページ
特別児童扶養手当	2 ページ		

■な行

入札参加資格	1 3 ページ	乳幼児医療費受給者証	2 ページ
--------	---------	------------	-------

妊婦一般健康診査受診票 2 ページ

農業機械士・指導農業機械士 13 ページ

■は行

パスポート（旅券） 9 ページ

ひとり親家族等医療費受給者証 2 ページ

美容業 10 ページ

肥料の生産販売 10 ページ

不動産鑑定士・補 11 ページ

不動産鑑定業 11 ページ

米穀取扱事業者 12 ページ

母子健康手帳 2 ページ

墓地関係 4 ページ

北海道公害防止条例
届出対象施設 5 ページ

■ま行

無線局関係 12 ページ

■ら行

療育手帳 3 ページ

理容業 10 ページ

猟銃・空気銃所持関係 10 ページ

猟銃用火薬等許可関係 10 ページ

旅券（パスポート） 9 ページ

労働安全衛生法による
免許証 12 ページ

労働安全衛生法による
技能講習修了証 12 ページ

労働保険関係 7 ページ

老齢福祉年金 7 ページ